

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の概要

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。

※「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき立案。

法律の概要

（1）業務の特性を踏まえた法人の分類

- 業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、三つの分類（中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人）を設ける。

（2）PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- 主務大臣の下での政策のPDCA（注）サイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。
注：PDCA：P（Plan：目標、計画）→D（Do：実施）→C（Check：評価）→A（Action：改善）
 - ・ 政策責任者である主務大臣が目標を策定するとともに、業績評価を実施。
→各府省に置かれていた独立行政法人評価委員会は廃止
 - ・ 総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、主務大臣による目標策定や業績評価等を点検。
 - ・ 総務大臣は、主務大臣の目標策定及び評価の指針を策定。

（3）法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。
 - ・ 監事の機能強化（監事の調査権限を明記等）、役員・役職員の損害賠償責任、役員・役職員の再就職あっせん規制等の導入
 - ・ 主務大臣に法人への是正・改善命令権を付与

施行期日

施行日：平成27年4月1日